

緑樹苑障害福祉サービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人緑樹会が設置する緑樹苑障害福祉サービス事業所(以下「事業所」という)において実施する障害福祉サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、並びその他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 事業に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定居宅支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 「障害者自立支援法」(平成17年法律第123号)及び「障害自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 緑樹苑居宅サービス事業所

(2) 所在地 沖縄県沖縄市胡屋7丁目2番10号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し指定居宅介護の実施に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者3名以上

サービス提供責任者は、利用者に係る居宅介護計画を作成し、その内容を利用者及びその同居の家族に説明するほか、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。

(3) 従業者10名以上

ただし、業務の状況により、増減員することができるものとする。従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 : 毎日とする。

(2) 営業時間 : 午前8時30から午後5時30分

(3) サービス提供時間 : 午前8時から午後8時

(4) 上記の営業日及び営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)

(2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)

(3) 精神障害者(18歳未満の者を含む)

2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)

(指定居宅介護の内容)

第7条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

①食事の介護

②排せつの介護

③衣類着脱の介護

④入浴の介護

⑤身体の清拭、洗髪

⑥通院等の介助

⑦その他必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居等の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤関係機関との連絡
- ⑥その他必要な家事

(4) 重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2)から(5)に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業者は指定居宅介護を提供した際は、支給決定を受けた障害者等から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から負担額のほか、利用者から障害者自立支援法第26条の第3項に規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証及び当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、沖縄市・北中城村・北谷町・うるま市・宜野湾市とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応方法)

第11条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

(苦情解決のための措置)

第12条 事業所における苦情解決を解決するため、相談窓口、苦情解決の体制及び手順書等の必要な措置を講ずるものとする。

2 提供した指定居宅介護に関し、法第17条の15の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言

に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

適正運営化委員会 所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1

沖縄県総合福祉センター東棟2階

連絡先 098-882-5704

FAX 098-882-5714

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業所等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置)

第14条 事業所は、利用者の人権・虐待の防止のため、次の措置を講じるものとす

る。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (身体拘束等の禁止)

第15条 事業所はサービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という)を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(非常災害時の対策)

第16条 非常災害時に備えて、年2回定期的に避難、救出その他の訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年1回

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業所は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人緑樹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する

この規程は、平成19年 2月1日から施行する

この規程は、平成19年 9月1日から施行する

この規程は、平成20年 11月1日から施行する

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 1月1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、令和5年 3月13日から施行する。